

令和 4 年 2 月議会

生活環境委員会 報告資料

I. 専決処分報告

- | | | |
|------------|--------------------------------------|-----|
| ○ 報告第 9 号 | 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 1 頁 |
| ○ 報告第 10 号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について | 5 頁 |
| ○ 報告第 13 号 | 市道路線の認定、変更及び廃止に関する専決処分について | 9 頁 |

II. その他報告

- | | |
|-----------------------------|------|
| ○ 福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）（案）について | 11 頁 |
| ○ 都市計画道路天神通線の整備に係る土地の取得について | 13 頁 |

令和 4 年 2 月

道路下水道局

報告第9号

県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和4年1月28日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	100,056円

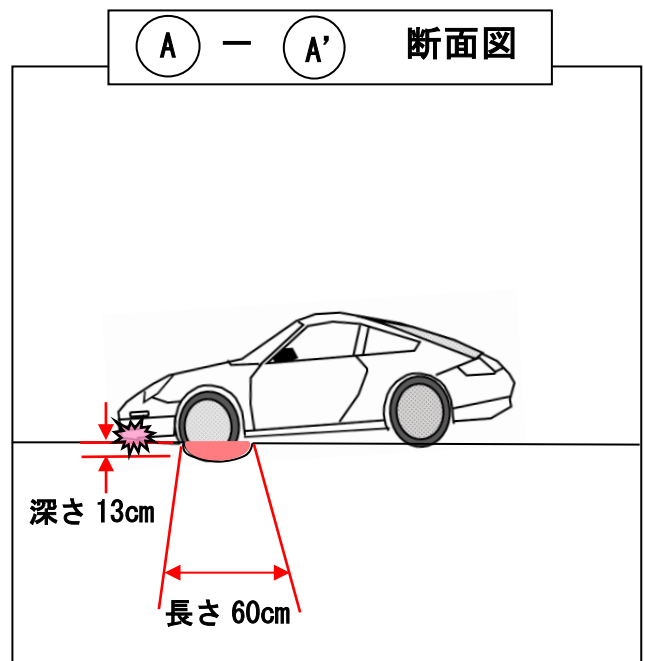
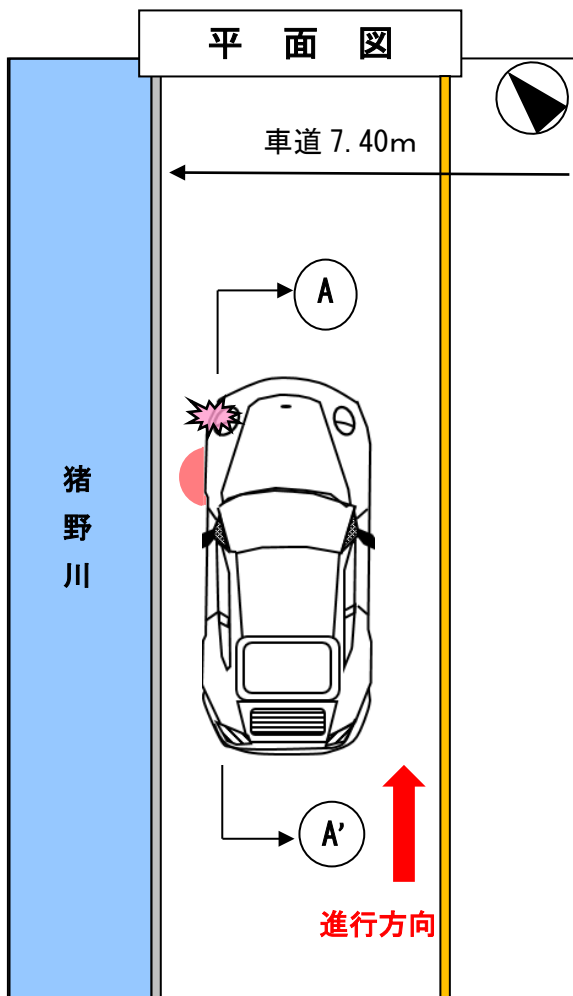
2 事件の概要

令和3年4月29日午後2時30分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内東区大字名子148番1付近の県道を走行中、当該県道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

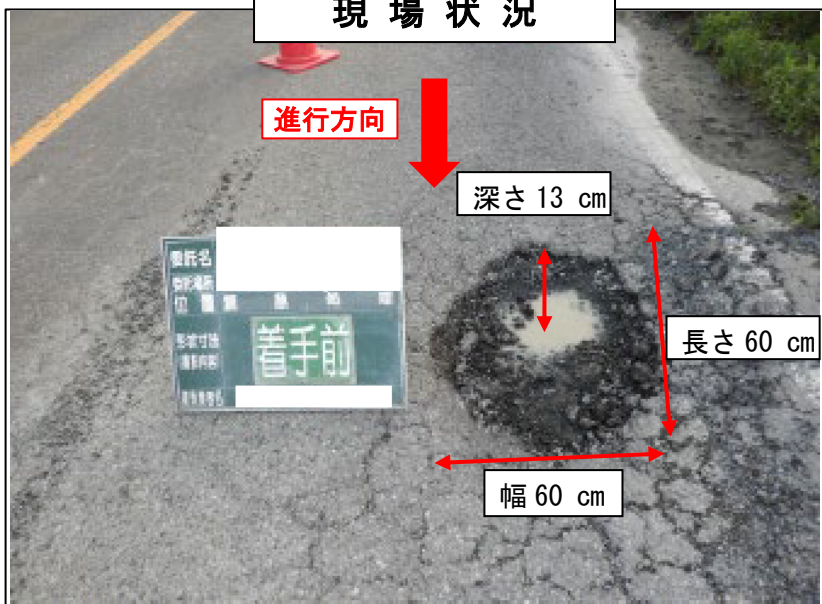
令和4年2月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	250, 140 円
損害額計	250, 140 円
市の過失割合	4 割
損害賠償額	100, 056 円

現場状況



補修後



車両全景

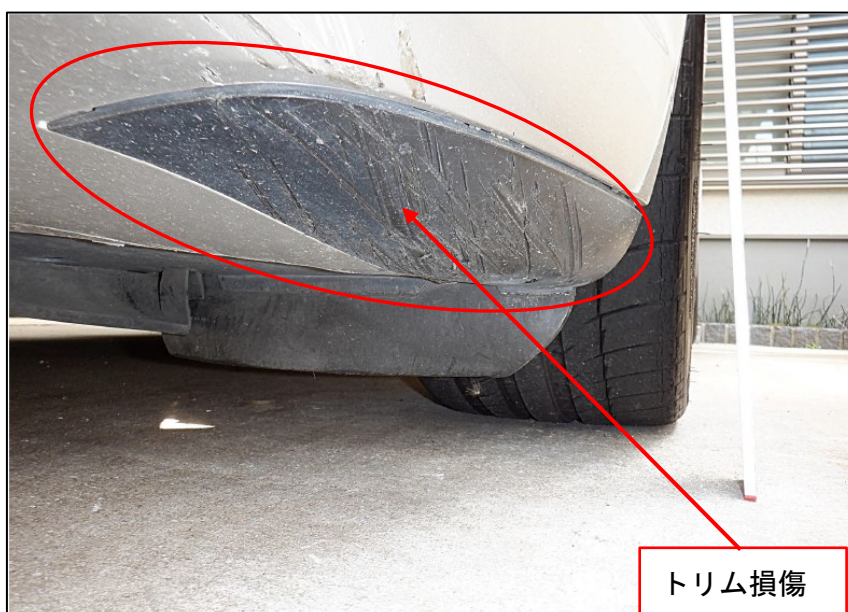


破損状況



スポイラー損傷

フロントバンパー損傷



トリム損傷

報告第10号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和4年1月28日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	80,883円

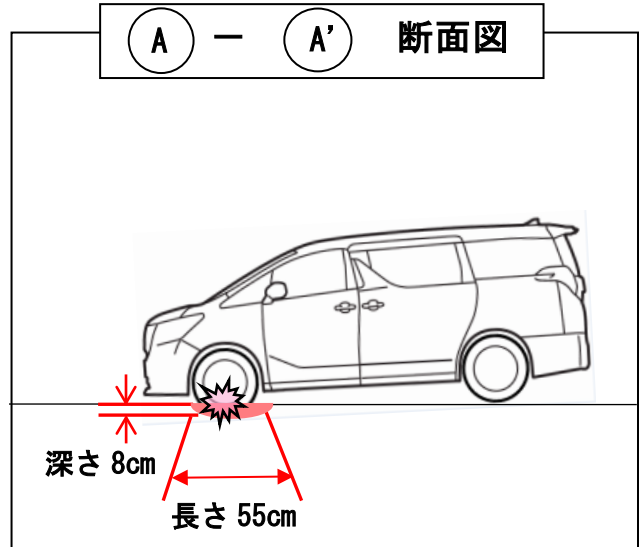
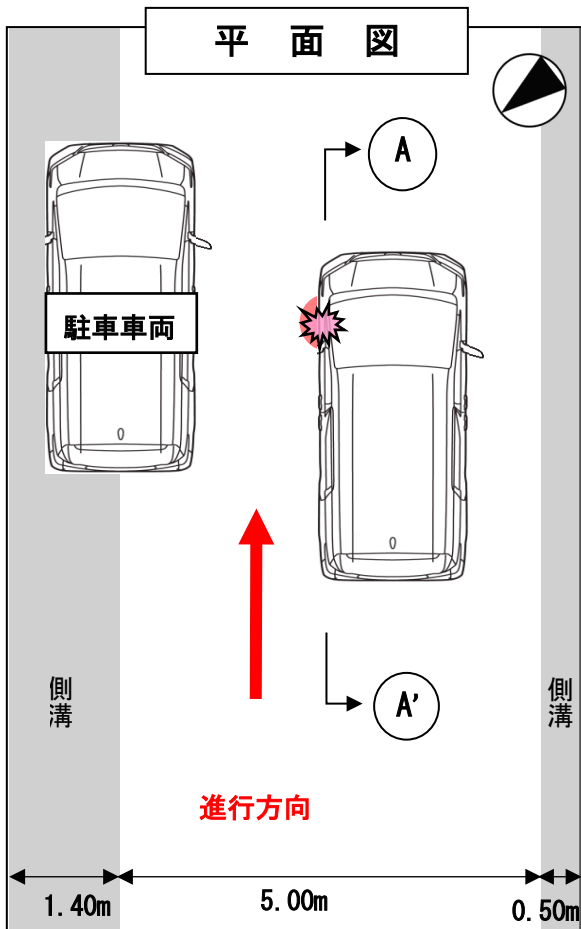
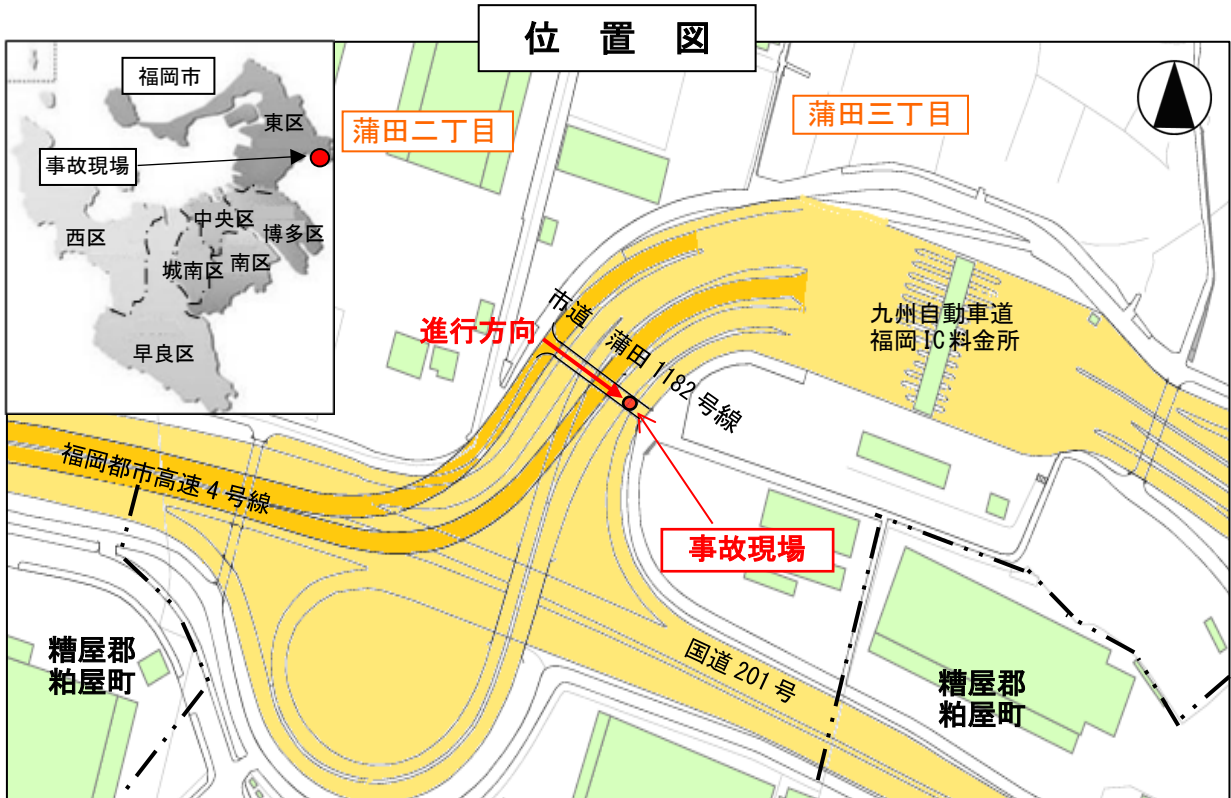
2 事件の概要

令和3年3月21日午前7時頃、相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車が、市内東区蒲田三丁目26番付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年2月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	161,766 円
損害額計	161,766 円
市の過失割合	5 割
損害賠償額	80,883 円

現場状況 (遠景)



現場状況 (近景)



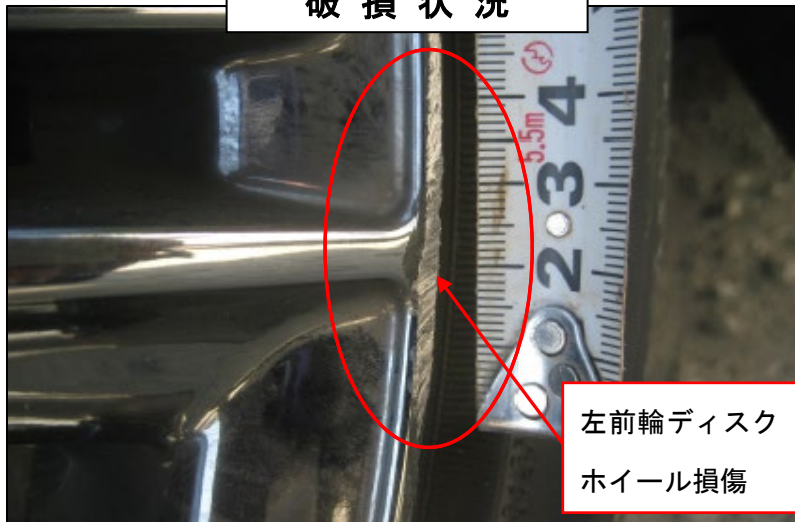
補修後



車両全景



破損状況



報告第 13 号

市道路線の認定, 変更及び廃止に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により, 本市施行に係る福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い, 市道路線を認定し, 変更し, 及び廃止することについて, 令和 4 年 1 月 24 日それぞれ次のように専決処分した。

1 路線の認定

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
東 4900	香椎駅前 4900 号線	東区香椎駅前一丁目 1158 番地先から	
		同 1153 番地先まで	

(以下略)

2 路線の変更

路線番号	路線名	旧新別	起 点 終 点	重要な経過地
東 4813	香椎駅前 4813 号線	旧	東区香椎駅前一丁目 682 番 33 地先から 同 香椎駅前二丁目 682 番 8 地先まで	
		新	東区香椎駅前一丁目 1088 番地先から 同 1100 番地先まで	

(以下略)

3 路線の廃止

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
東 753	香椎駅前 753 号線	東区香椎駅前一丁目 2161 番 1 地先から	
		同 2130 番地先まで	

(以下略)

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 16 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

○ 専決処分の内訳 (路線数)

1	認定路線	11 路線
2	変更路線	3 路線
3	廃止路線	4 路線
合 計		18 路線



福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）（案）について

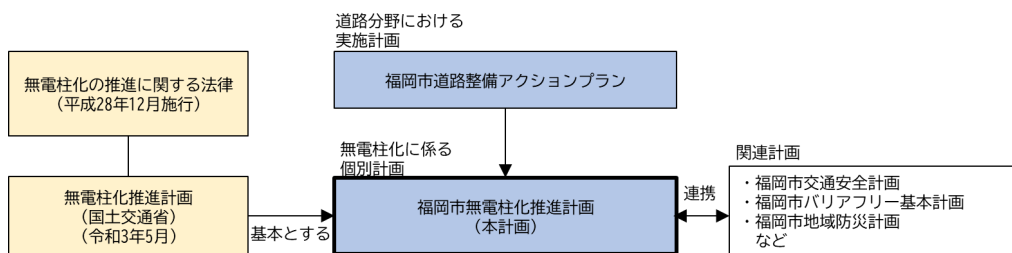
国において、令和3年5月に、新たな「無電柱化推進計画」が策定されたことを受けて、本市においても、同年6月に、「福岡市無電柱化推進計画（R3～R7）」の策定に着手し、国や電線管理者などで構成される福岡市無電柱化協議会における協議結果などを踏まえ、今般、計画案を作成したため、報告するもの。

- ・令和3年6月 : 生活環境委員会報告（策定着手）
- ・令和3年6月～ : 検討、関係機関協議
- ・令和4年2月（今回） : 生活環境委員会報告（計画案）
- ・令和4年3月（予定） : 計画策定

1 計画の概要

（1）位置付け

「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」第8条に基づく計画であり、福岡市道路整備アクションプランの個別計画として、福岡市における無電柱化の推進に関する施策を定めたもの。



（2）計画期間

国の計画期間と合わせ、令和3年度から7年度までの5年間とする。

2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

（1）取組姿勢・官民の役割分担

防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成等の観点から、道路管理者、電線管理者及び開発事業者等が連携し、適切な役割分担により、無電柱化を推進する。

（2）対象路線

前計画と同様、「防災」「安全・円滑な交通確保」「景観形成・観光振興」の観点から選定する。

また、「まちづくり等に合わせた無電柱化」についても推進する。

3 無電柱化の推進に関する目標

（1）計画延長

対象路線の基本方針に基づき、以下の路線を選定し、約48.9kmの無電柱化に着手する。

① 防災 [計画延長 約34.4km]

緊急輸送道路及び幹線道路等

- ・（都）長尾橋本線、（都）野間屋形原線、福岡空港線など

- ② 安全・円滑な交通確保 [計画延長 約 2.8 km]
福岡市バリアフリー基本計画における生活関連経路等
・福岡直方線、百道通線
- ③ 景観形成・観光振興 [計画延長 約 2.5 km]
街並みや自然環境などとの調和を図り、地域の魅力を高める必要のある道路
・志賀島和白線、福岡志摩前原線など
- ④ まちづくり等に合わせた無電柱化 [計画延長 約 13.8 km]
区画整理や開発行為等の面整備事業における道路
・アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地

※複数項目に該当する路線もあるため、各項目の計画延長の合計とは一致しない。

(2) 指標

国の計画目標を踏まえ、特に『電柱倒壊リスクがある市街地等 (DID 地区) の緊急輸送道路の無電柱化着手率』を 34% から 45% とすることを目標とする。

※国の計画目標：電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路について、2050 年代までに 100% 着手。

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

(1) 緊急輸送道路における電柱の減少

緊急輸送道路について無電柱化を進めるとともに、新設電柱の占用制限措置を継続することで、電柱を減少させていく。

(2) 新設電柱の抑制

無電柱化法に基づき、道路事業等に合わせた無電柱化の実施や、市街地開発事業等における無電柱化を推進することで、新設電柱の抑制を図る。

(3) コスト縮減の推進

「ファスト地中化」や「常設作業帯の設置」をはじめ、浅層埋設や小型ボックス構造など様々な手法を比較・検討し、現場に応じた最適な手法を適用することで、コスト縮減を図る。

(4) 事業のスピードアップ

地下埋設物の高精度調査や、「ファスト地中化」「常設作業帯の設置」などを活用し、設計及び工事の効率化を促進し、事業のスピードアップにつなげる。

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

無電柱化に対する市民の協力が得られるよう、広報・啓発活動に努める。

また、無電柱化を計画的かつ効果的に推進するため、今後、国が定める予定の中長期的な目標を踏まえ、本市においても、中長期計画の策定について検討していく。

【参考】福岡市における無電柱化計画の推移と次期計画目標

期別	(単位：km)							既計画計	新規追加線路
	第 1 期 電線類 地中化 計画	第 2 期 電線類 地中化 計画	第 3 期 電線類 地中化 計画	新電線類 地中化 計画 (第 4 期)	無電柱化 推進 計画 (第 5 期)	無電柱化 推進 計画 (第 6 期)	無電柱化 推進 計画 (第 7 期)		
計画年次	S61～H2	H3～H6	H7～H10	H11～H15	H16～H20	H21～H30	R1～R2		
計画延長	34.7	18.9	34.0	41.0	8.2	19.7	28.3	184.8	
うち整備済延長	34.7	18.9	34.0	34.6	6.4	15.9	5.9	150.3	
うち事業中延長	—	—	—	—	1.8	1.7	4.2	—	
うち本計画対象延長	—	—	—	—	—	2.1	18.2	20.3	28.6

計画目標 48.9km

都市計画道路天神通線の整備に係る土地の取得について

1 趣旨

都市計画道路天神通線の整備に伴い道路用地を取得したため、報告するもの。

2 取得地の概要

- (1) 取得の目的 都市計画道路用地
- (2) 所在地 福岡市中央区天神一丁目 155 番 2
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 353.85 平方メートル
- (5) 取得価額 3,821,580,000 円
- (6) 取得の相手方 大阪府中央区今橋三丁目 5 番 12 号
日本生命保険相互会社
- (7) 契約年月日 令和 3 年 12 月 24 日
- (8) 見取図

